平成２４年（フ）第３４号
北海道旭川市神楽６条14丁目４番12号
債務者　前澤　健次
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月25日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
滋賀県米原市樋口150番地37
債務者　古川　一行
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
大阪府八尾市山城町４丁目２番23号
債務者　大原　健作
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目11番２屋比久方、住民票上の住所宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目20番17
債務者　遠藤　雅幸
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第２７号
秋田市御野場新町２丁目８番７号
債務者　泉　　光義
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　佳典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６号
山形県南陽市宮内3459番地の６、前住所山形県南陽市宮内938番地の３
債務者　鈴木　弘美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　正紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第４６号
大津市におの浜２丁目２番５―607号
債務者　茂原　康弘
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７３号
広島市安佐北区可部町大字勝木1288番地164
債務者　佐々木正義
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７５号
広島市中区舟入町２番18―501号、住民票上の住所愛媛県松山市谷町甲221番地12
債務者　保田富士夫
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７４号
広島市安佐南区長束３丁目32番４―202号
債務者　岩崎　仁史
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３２号
広島市安佐南区長束１丁目34番13―３号
債務者　松本　正和
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９号
愛媛県松山市南堀端町５番地10　清水ビル202号
債務者　上尾美津春
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
高知市南竹島町１番地12
債務者　渕上　　忠
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５１５号
大阪府八尾市西木の本１丁目19番地
債務者　諸麥　昭美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　紘史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１６号
大阪府箕面市坊島３丁目19番13号
債務者　中村美保子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川みち子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４８号
大阪市中央区西心斎橋２丁目16番11―902号
債務者　齋藤　哲郎
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏見　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９４号
大阪市鶴見区諸口２丁目６番１―311号
債務者　藤井　　進
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　将志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部